

令和5年度 白岡市立南小学校 いじめ防止基本方針

R 5. 4月改定

【白岡市の目標】

- いじめの被害に苦しむ児童生徒を出さない
- いじめをする児童生徒を出さない
- いじめを見逃す児童生徒を出さない

はじめに

「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるもの」という認識をもち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を遅れるようにする。また、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、この基本方針を策定した。

〈策定に係わる根拠法〉

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。**いじめ防止対策推進法 第13条（学校いじめ防止基本方針）**

〈いじめの定義〉

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。**いじめ防止対策推進法 第2条（定義）**

【南小学校の基本理念】

- 「いじめを生まない土壌づくり」
- 学校・家庭・地域が一体となり、継続的に未然防止、早期発見、早期対応に取り組む
- 児童の立場に立ち、心の痛みを親身に受け止め、最後まで守り抜く

〔校歌に込められた願い〕

- ・「花開け」・・・自尊心
- ・「輝き上げ」・・・個人の尊重
- ・「大きく人の輪をえがく」・・・助け合い 学び合い 信じ合い

いじめを
出さない 見逃さない 許さない

I いじめ防止対策のための組織

〈組織編成に係わる根拠法〉

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。いじめ防止対策推進法 第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

【組織】

いじめ防止対策委員会

校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主任・教育相談主任
養護教諭・当該学級担任

（必要に応じて校長が招集）

学校運営協議会委員・PTA役員・学校応援団ふれあい推進長
南地区青少年健全育成会・スクールガードリーダー・その他

関係諸機関

- ・教育委員会
- ・児童相談所
- ・警察
- ・教育支援センター
- ・その他



生徒指導委員会（校内いじめ防止対策委員会）

校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主任・教育相談主任
道徳教育推進教師・養護教諭・生徒指導部員

（月一回開催）

Ⅱ いじめ未然防止のための取組

本校では、「いじめを生まない土壌づくり」を目指し、全職員一丸となり、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気醸成していく。そのため、下記の取組を行う。

(1) わかる授業の実践

- ・基礎的、基本的学習事項の徹底習得。
- ・個に応じた指導を徹底し、児童一人一人に達成感・充実感をもたせる。
- ・教科指導研修を充実させ、児童が学習意欲を高める授業を創造する。

(2) コミュニケーション能力の育成

- ・あいさつの徹底を図る。（児童会による朝のあいさつ運動）
- ・ソーシャルスキルトレーニングの実施。
- ・異学年交流（スマイルタイム）の実施。

(3) 人権教育・道徳教育の推進

- ・「いじめなし宣言」等、児童がいじめについて主体的に考える児童会活動の実施。
- ・全教育活動を通して、人権教育的視点・道徳教育の視点を明確にし、人権意識の高揚を図る。
- ・多様な体験活動を通して、道徳的实践力の向上を図る。

(4) 規範意識の向上

- ・学習規律の徹底を図る。
- ・「南小よい子のやくそく」の確実な定着を図る。
- ・教育に関する3つの達成目標「規律ある態度」の徹底を図る。

(5) 保護者、地域の方との連携

- ・学校だより、学級通信、HP、授業公開、学級懇談会等での啓発。
- ・学校運営協議会委員、PTAの各種会議、学校応援団会議、南地区青少年健全育成会、民生児童委員との連絡会議等における情報提供と意見交換。
- ・ネットトラブル研修会の実施。

Ⅲ いじめ早期発見のための取組

いじめ早期発見のためには、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなくいじめを積極的に認知することが重要である。本校では、下記の取組を行うことにより、早期発見に努める。

(1) 日常における児童観察

- ・健康観察、保健室等での様子。
- ・業間休み、昼休み等における交友関係の観察。（生活の中でいじめのささいな兆候の把握）
- ・授業中の行動観察。

(2) 個人面談の実施

- ・個人面談（6月実施）の実施。
- ・教育相談日（毎月第4金曜日）の実施。
- ・親と子の教育相談室での相談員との面談。

(3) いじめアンケートの実施

- ・学期1回の児童いじめアンケートの実施。

(4) 校内いじめ防止対策委員会（月1回開催）

- ・情報交換及び対応検討。
- ・いじめアンケート結果の分析と評価。
- ・いじめや暴力行為の防止に関する研修の実施。

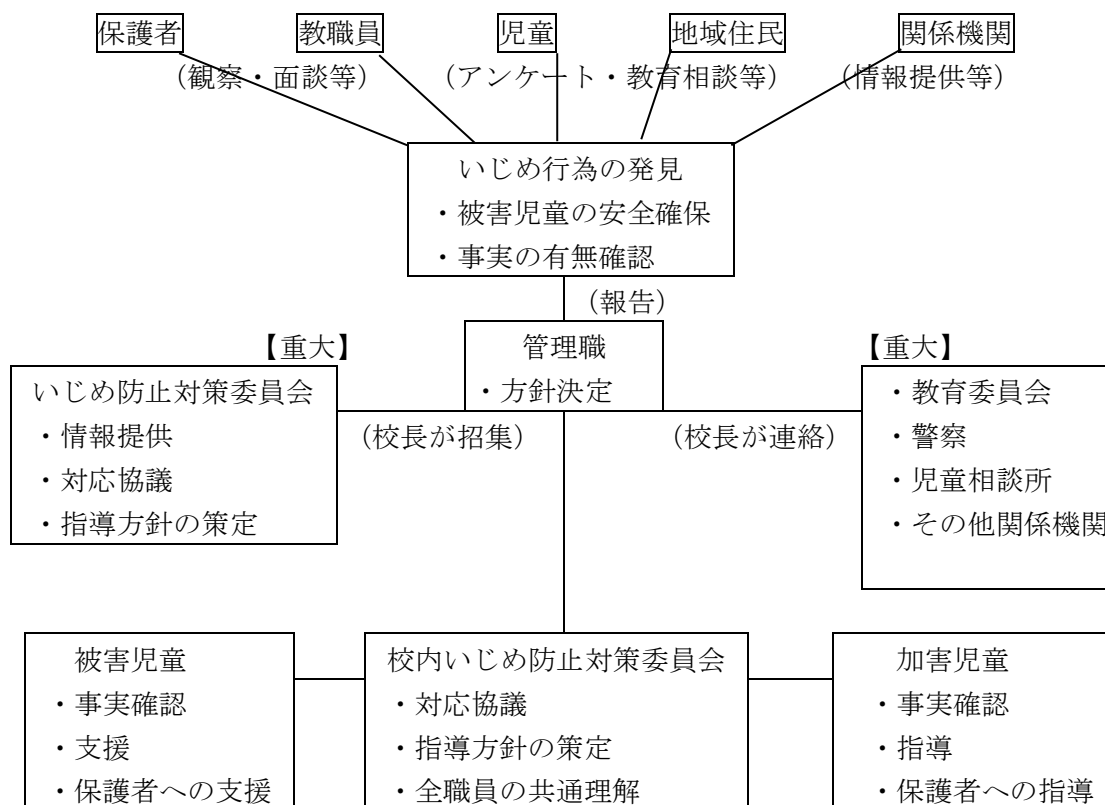
(5) 保護者、地域との連携

- ・学校運営協議会委員、PTA、学校応援団、おやじの会、南地区青少年健全育成会との情報共有。
- ・学校だより、HP等を活用した家庭、地域への情報発信。

IV いじめの早期解決への取組

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。児童が安心して学校生活を送ることができ、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを目指し、全教職員が下記の取組を行う。

(1) いじめ問題への対処の流れ



V 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

〈重大事態への対応に係わる根拠法〉

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
 - ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。**いじめ防止対策推進法 第28条（学校の設置者又はその設置する学校による対応）**

- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。
- 「相当の期間」については、年間30日を目安とする。
- 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合には、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

(2) 重大事態への対応

- 重大事態が発生した時は、その旨を白岡市教育委員会に報告する。
- 白岡市教育委員会と協議の上、重大事態に対する会議（いじめ防止対策委員会）を開く。
- 事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- いじめを受けた児童とその保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- 必要に応じてスクールカウンセラー等を積極的に活用し、教育相談等の窓口の充実を図る。
- いじめが解消している状態は以下の2つの要件を満たしている必要がある。
 - ・いじめに係る行為が少なくとも3か月は止んでいること。
 - ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

VI いじめ対策年間指導計画

	教職員の活動	指導内容（児童の活動）	保護者への活動
4月	○いじめ防止基本方針の周知と共通理解 ○いじめ対策に関わる共通理解 ○児童に関する情報交換 【職員会議】	○学級開きと学級のルールづくり 【学級活動】 ○縦割り活動の組織編成と顔合わせ 【特別活動】	○いじめ対策についての説明と啓発 【学級懇談会】 ○あいさつ運動（第1・第3金曜日） ○教育相談（第4金曜日）
5月 6月 7月 8月	○月1回の生徒指導委員会の開催（情報交換） ○南地区青少年育成会総会 ○学警連での情報交換 ○情報セキュリティ研修 ○南地区青少年育成会フォーラム ○児童実態把握研修 【校内研修】	○いじめアンケート① ○スマイルタイム（縦割り） ○いじめナシ宣言 【児童会活動】 ○南小まつり	○保護者への啓発 【PTA総会】 ○学校応援団への啓発 【学校応援団説明会】 ○学校だより、学級通信による情報発信 ○学級懇談会での情報交換 ○個人面談の実施 ○あいさつ運動（第1・第3金曜日） ○教育相談（第4金曜日）
9月 10月 11月 12月	○月1回の生徒指導委員会の開催（情報交換） ○学校評価 ○学警連での情報交換	○スマイルタイム（縦割り） ○道徳授業研究会 【人権教育総合推進地域事業】 ○いじめアンケート② ○非行防止教室	○学校だより、学級通信による情報発信 ○保護者アンケート ○あいさつ運動（第1・第3金曜日） ○学警連での情報交換 ○教育相談（第4金曜日）
1月 2月 3月	○月1回の生徒指導委員会の開催（情報交換） ○今年度の評価（課題の検討） 【校内いじめ防止対策委員会】	○スマイルタイム（縦割り） ○親子イベント 【おやじの会】 ○いじめアンケート③	○学校だより、学級通信による情報発信 ○あいさつ運動（第1・第3金曜日） ○情報セキュリティ講演会（6年生保護者） ○学級懇談会での情報交換 ○教育相談（第4金曜日）